

# 大分県平和教育指導方針

平成26年12月  
大分県教育委員会

## 1. 平和教育の理念

平和教育は、日本国憲法の本質にのっとり、教育基本法、学校教育法に示される理念及び学習指導要領に即して実施する。実施に当たっては、児童生徒の発達の段階及び地域の特性を踏まえた上で、平和で民主的な国家及び社会の形成者の育成を目的として、我が国と郷土に対する理解と愛情を深めるとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこととする。

## 2. 基本的な考え方

### ○学校の教育活動全体を通じた児童生徒の育成

- ・各教科、道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間及び特別活動等の教育活動全体を通じた、学校の教育目標及び平和教育の目標の達成

### ○学習指導要領の趣旨に即したねらいの明確化

- ・学習指導要領に示す各教科等の目標及び内容等に合致したねらいや内容

### ○学校として作成した全体計画と年間指導計画に基づく計画的・組織的な実施

- ・特別に時間を設定して平和教育を行う場合は、児童生徒の発達の段階及び地域の特性を考慮して、平和教育の全体計画及び年間指導計画を作成
- ・十分な吟味を経ることなく全体計画等が決定されないことがないよう、学校組織として校長の責任のもと、教頭、主幹教諭及び教務主任の役割を明確にして計画・実施

### ○政治的中立の確保

- ・政治的な内容扱う場合は、教育基本法第14条の規定に基づき、適切に行うよう特に慎重に配慮して、教育の中立性を確保

### ○これからの社会を生きる児童生徒に必要な資質・能力の育成

- ・国際理解及び国際協調、持続可能な社会の形成など、新しい時代に対応した平和教育を実施

### ○学習活動の工夫の推進

- ・児童生徒の主体的・意欲的に学ぶ態度、確かな知識・技能、思考力・判断力・表現力等を育成するため、児童生徒の主体的・協働的な学習を重視し、たとえば地域の資料館や戦跡を訪問する、地域の戦争体験者の話を聞き取る等の地域の特性を生かした体験的な学習活動を取り入れるなど学習活動の工夫を推進

### ○開かれた平和教育

- ・家庭や地域とともに進めるため、授業を保護者等へ公開

## 3. 配慮事項

- 使用する資料について、出典及び記述内容の正確さ・公正さ、児童生徒の発達の段階との合致などの観点で十分な精査を行うこと。
- 学習の展開が児童生徒の思考を誘導するものになって、一面的な感想や考えになる恐れがないか、指導案等により事前に十分な吟味を行うこと。
- 平和教育が授業時数を圧迫し、児童生徒の過重な負担とならないようにすること。
- 平和教育の全体計画及び年間計画が、大分県教職員組合の活動の方針等に即したものであったり、記述に際して活動の方針等に専ら用いる用語を用いたりすることは、保護者及び県民の不信を招くことから不適切であること。



教委義第2012号  
平成26年12月19日

各市町村教育委員会教育長 殿

大分県教育委員会教育長



平和教育に関する現状把握の結果及び大分県平和教育指導方針について（通知）

県内の小・中学校における平和教育について、平成26年10月17日付け「平和教育に関する現状の把握及び指導について（依頼）」により現状等の報告をお願いしましたが、今般、その結果について取りまとめを行いました。

本調査結果は、提出いただいた報告及び資料について、観点別に整理して取りまとめたものです。

併せて、本調査結果及び市町村教育委員会からの意見を踏まえて、県教育委員会としての平和教育の指導方針を策定しました。

本指導方針は、県内の小・中学校において実施される平和教育が、日本国憲法、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領に則り、保護者をはじめ県民の理解と協力を得ながら適切に行われるよう、平和教育に対する県教育委員会の基本的な考え方や配慮すべき事項等について示したものです。

市町村教育委員会におかれては、添付の「平和教育に関する現状把握の結果について」及び「大分県平和教育指導方針」を管内の小・中学校に周知いただくとともに、本指導方針に基づき、各学校における平和教育が適正に実施されるよう指導願います。

担当 大分県教育庁義務教育課  
姫野  
097-506-5531